

草津栗東行政事務組合議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例

令和4年10月1日

条例第22号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条第4項の規定に基づき、議会の議員に対して支給する議員報酬および費用弁償の額ならびにその支給方法に関し、必要な事項を定める。

(議員報酬)

第2条 議員報酬の額は、別表第1のとおりとする。

(議員報酬の支給方法)

第3条 新たに議長、副議長または議員（以下これらを「議員等」という。）となった者には、その日から議員報酬を支給し、議員報酬の額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた額の議員報酬を支給する。

2 議員等が任期満了、失職、退職、死亡等のため、その職を離れたときは、その日まで議員報酬を支給する。

3 議員報酬の支給日は、毎月21日とする。ただし、その日が祝日法による休日（草津栗東行政事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（令和4年草津栗東行政事務組合条例第19号）第11条に規定する祝日法による休日をいう。以下同じ。）、日曜日または土曜日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い祝日法による休日、日曜日または土曜日でない日を支給定日とする。

(日割計算)

第4条 前条の規定により議員報酬を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、またはその月の末日まで支給するとき以外のときは、その議員報酬の額は、その月の現日数を基礎として日割によって計算する。この場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(費用弁償)

第5条 議員等が公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、別表第2のとおりとする。

3 前項に定めるもののほか、議員等に支給する旅費については、草津栗東行政事務組合職員等の旅費に関する条例（令和4年草津栗東行政事務組合条例第25号）に定める旅費支給の例による。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1（第2条関係）

区分	議員報酬
議長	月額 5,000円
副議長	月額 4,500円
議員	月額 4,000円

別表第2（第5条関係）

区分	日当 (1日につき)	宿泊料（1夜につき）		食卓料 (1夜につき)
		甲地方	乙地方	
議員	3,000円	14,800円	13,300円	3,000円

備考 宿泊料の欄中、甲地方とは、東京都および地方自治法第252条の19第1項の指定都市の指定に関する政令（昭和31年政令第254号）に指定する都市をいい、乙地方とは、その他の地域をいう。